

議会報告会（委員長報告）

委員会名 観光厚生常任委員会

開催日時	平成30年2月23日（金） 午前9時30分から
開催場所	議会全員協議会室
報告者	西岡幸子委員長、吉岡和江副委員長
出席議員	西岡幸子委員長、吉岡和江副委員長、志田一宏委員、長嶋竜弘委員、日向慎吾委員、久坂くにえ委員
報告内容	<p>（件名及び審査概要）</p> <p>観光厚生常任委員会は2月23日に委員会を開き、29年度議案、報告、30年度予算関連議案を審議しました。次の点について報告します。</p> <p>●トレイルラン規制条例化についての陳情について</p> <p>平成26年市2月議会定例会において多数で採択された「トレイルラン規制の条例化についての陳情」に関して、28年2月と9月定例会当委員会に取り組みと方向性について経過説明がありましたが、さらにこれらを踏まえ、以下の取り組み状況の報告がありました。</p> <p>○ハイキング愛好団体及びトレイルラン愛好団体と再三にわたり協議、意見交換を行った。さらにハイキングコースにかかわる団体にも意見を伺い、条例案の検討を行ってきた</p> <p>○一方、条例の有効性の確認を中心として、今後の市の対応方針を判断するにあたり、法律的視点から論点の整理を行うため、市の顧問弁護士に相談した。結果：禁止や規制の条例については 監視する仕組みが、難しいことから、関係団体の了承のもと 理念マナーを促す条例の制定を目指すこととした</p> <p>しかし、理念・マナー条例についても土地に対して一定の制約をかけることから、パブリックコメントを行う前に土地所有者に対する周知を図ることが市の姿勢として必要。</p> <p>長年にわたりハイキングコースを紹介しているものの土地所有者の特定はできていない。改めて所有者を特定するには費用と時間がかかることから、市が紹介しているハイキングコースにおける条例化は難しいと判断。</p> <p>しかし、ハイキングコースの安全性を確保することは重要。</p> <p>特定の「場所」を対象とする条例ではなく、ハイキングコースを含む市内全域の観光施設に適用する理念・マナー条例の制定に向け取り組んでいく。</p> <p>委員会の意見は</p> <p>○市内全域対象ではハイキングコースでの規制にならないのでは</p> <p>○ハイキングコースを市として紹介することに問題はないのか</p> <p>○ハイキングコースとして紹介する以上、適法に近い形になるよう、行政として努力すべき等の意見があり、多数が了承できないとし、聞き置くとなりました。</p>

●鎌倉市路上喫煙禁止区域内の喫煙所のあり方について

*鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、歩行者の通行量が多い場所を特に路上喫煙を禁止する必要がある区域として、鎌倉駅及び大船駅周辺の2箇所を路上喫煙禁止区域に指定している。

*鎌倉駅周辺の路上喫煙禁止区域には鎌倉駅西口広場に1箇所、また大船駅周辺の路上喫煙禁止区域には大船駅東口の歩道橋階段下及びペデストリアンデッキと大船駅西口のエレベータ脇の3箇所、合計4箇所に開放型の喫煙所を設置しているが、受動喫煙対策が必要であると考えている。

現在ある4箇所の喫煙所は十分な面積確保が困難なため、屋内型喫煙所に改修することは、不可能である。また、現在の喫煙所を近くに移転して受動喫煙対策を施した喫煙所とする方法についての検討を行い、何度か現地調査を実施したが、鎌倉駅及び大船駅の周辺はいずれも場所の確保が大変難しい。

結論

*既存の4箇所の喫煙所を設置し続けることは好ましくないと判断。一定の時期を区切って喫煙所は廃止する。

*廃止に伴い、喫煙できる店舗等の案内、路上喫煙や吸い殻のポイ捨て等が発生しないよう、注意喚起のパトロール強化を行っていく。

○**ごみ問題では**

生ごみの減容化施設関連予算について多くの時間を割き、理事者質疑も行うなど論議を重ねました。30年度予算特別委員会へ「ごみ減容化施設については市内における手続き、周辺住民への理解・周知、相対的なごみ施設における位置づけ等慎重な論議を願いたい。」との意見を全会一致で送付しました。